

平成30年度 住民税の主な改正点

掲載内容（目次）

1. 給与所得控除の見直し
2. 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について
(セルフメディケーション推進のためのスイッチOTC医薬品控除について)
3. 医療費控除・医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）の申告時における「明細書」の添付義務化

1. 給与所得控除の見直し

給与所得控除の上限額が、平成30年度課税分については220万円（給与収入1,000万円を超える場合の給与所得控除額）に引き下げられました。

A=給与収入金額 B=A/4(千円未満切捨て)

現行(H29年度課税分)		改正(H30年度課税分)	
給与等の収入金額の合計額 A	給与所得の金額	給与等の収入金額の合計額 A	給与所得の金額
～650,999円	0円	現行に同じ	
651,000円～1,618,999円	A-650,000円		
1,619,000円～1,619,999円	969,000円		
1,620,000円～1,621,999円	970,000円		
1,622,000円～1,623,999円	972,000円		
1,624,000円～1,627,999円	974,000円		
1,628,000円～1,799,999円	B×4×60%		
1,800,000円～3,599,999円	B×4×70%-180,000円		
3,600,000円～6,599,999円	B×4×80%-540,000円		
6,600,000円～9,999,999円	A×90%-1,200,000円		
10,000,000円～11,999,999円	A×95%-1,700,000円		
12,000,000円～	A-2,300,000円	10,000,000円～	A-2,200,000円

2. 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について (セルフメディケーション推進のためのスイッチOTC医薬品控除について)

平成28年度税制改正で、適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組(①特定健康診査②予防接種③定期健康診断④健康診査⑤がん検診のいずれか(平28厚労省告示第181号))を行なっている方が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係るスイッチOTC医薬品の購入の対価を支払った場合において、その年中に支払った

その対価の合計額が12,000円を超えるときは、その超える部分の金額(88,000円を上限)について、その年分の総所得金額等から控除されます。

※1 スイッチOTC医薬品とは、要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品(類似の医療用医薬品が医療保険給付の対象外のものを除く)をいいます。

※2 この特例の適用を受ける場合には、現行の医療費控除の適用を受けることはできません。

※3 平成30年度においては、平成29年1月1日から平成29年12月31日に支払いをされたものが控除対象となります。

※4 この特例の適用を受ける方は、一定の取組を行なったことを明らかにする書類及びスイッチOTC医薬品の購入費の額等の記載のある明細書を用意してください。

※5 平成31年分までの申告においては、スイッチOTC医薬品の購入費の額等の記載のある領収書の添付、又は提示によることもできます。

3. 医療費控除・医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)の申告時における「明細書」の添付義務化

平成29年度税制改正で、医療費控除・医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)のいずれか適用を受ける方は、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」、「セルフメディケーション税制の明細書」を申告書提出の際に添付しなければならないこととされました。なお、いずれかの適用を受けた分の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。(税務署から求められた場合は、提示または提出をしなければなりません。)

※いずれの適用を受けるにあたって平成31年分までの申告においては、医療費の額等の記載のある領収書またはスイッチOTC医薬品の購入費の額等の記載のある領収書の添付、又は提示によることもできます。